

利用料金表 (30日の月の場合)

令和5年9月1日～

◀ 介護職員処遇改善加算は小数点第一位を四捨五入で計算 ▶

特別養護老人ホーム木崎野荘

	介護福祉施設 基本サービス費 ①	日常生活継続 支援加算 ②	夜勤職員配置 加算(Ⅲ)イ ③	看護体制 加算(Ⅰ)イ ④	看護体制 加算(Ⅱ)イ ⑤	栄養マネジメント 強化加算 ⑥	個別機能訓練 加算 ⑦	口腔衛生 管理体制 加算 (月単位) ⑧	介護職員処遇 改善加算(Ⅰ) (①から⑧の合計 ×8.3%)	介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅰ) (①から⑧の合計 ×2.7%)	介護職員等 ベースアップ等支援加算 (①から⑧の合計 ×1.6%)	食費	居住費	合計	
要介護1	第1段階(生活保護)	573・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0×30=0	0・30・0	0	0・8.3%・0	0・2.7%・0	0・1.6%・0	0・30・0	0・30・0	0
	“(福祉年金等)												0・30・0	0	32,038
	第2段階(所得80万円まで)	573・30・17,190	36・30・1,080	28・30・840	6・30・180	13・30・390	11×30=330	12・30・360	90	20,460・8.3%・1,698	20,460・2.7%・552	20,460・1.6%・327	390・30・11,700		45,838
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)												650・30・19,500	370・30・11,100	53,638
	第3段階(2)(所得120万円超)												1,360・30・40,800		74,608
第4段階(課税世帯)												1,445・30・43,350	855・30・25,650	92,038	
要介護2	第1段階(生活保護)	641・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0×30=0	0・30・0	0	0・8.3%・0	0・2.7%・0	0・1.6%・0	0・30・0	0・30・0	0
	“(福祉年金等)												0・30・0	0	34,335
	第2段階(所得80万円まで)	641・30・19,230	36・30・1,080	28・30・840	6・30・180	13・30・390	11×30=330	12・30・360	90	22,500・8.3%・1,868	22,500・2.7%・608	22,500・1.6%・360	390・30・11,700		48,135
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)												650・30・19,500	370・30・11,100	55,575
	第3段階(2)(所得120万円超)												1,360・30・40,800		76,905
第4段階(課税世帯)												1,445・30・43,350	855・30・25,650	94,335	
要介護3	第1段階(生活保護)	712・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0×30=0	0・30・0	0	0・8.3%・0	0・2.7%・0	0・1.6%・0	0・30・0	0・30・0	0
	“(福祉年金等)												0・30・0	0	36,733
	第2段階(所得80万円まで)	712・30・21,360	36・30・1,080	28・30・840	6・30・180	13・30・390	11×30=330	12・30・360	90	24,630・8.3%・2,044	24,630・2.7%・665	24,630・1.6%・394	390・30・11,700		50,533
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)												650・30・19,500	370・30・11,100	58,333
	第3段階(2)(所得120万円超)												1,360・30・40,800		79,303
第4段階(課税世帯)												1,445・30・43,350	855・30・25,650	96,733	
要介護4	第1段階(生活保護)	780・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0×30=0	0・30・0	0	0・8.3%・0	0・2.7%・0	0・1.6%・0	0・30・0	0・30・0	0
	“(福祉年金等)												0・30・0	0	39,030
	第2段階(所得80万円まで)	780・30・23,400	36・30・1,080	28・30・840	6・30・180	13・30・390	11×30=330	12・30・360	90	26,670・8.3%・2,214	26,670・2.7%・720	26,670・1.6%・427	390・30・11,700		52,830
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)												650・30・19,500	370・30・11,100	60,630
	第3段階(2)(所得120万円超)												1,360・30・40,800		81,600
第4段階(課税世帯)												1,445・30・43,350	855・30・25,650	99,030	
要介護5	第1段階(生活保護)	847・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0・30・0	0×30=0	0・30・0	0	0・8.3%・0	0・2.7%・0	0・1.6%・0	0・30・0	0・30・0	0
	“(福祉年金等)												0・30・0	0	41,294
	第2段階(所得80万円まで)	847・30・25,410	36・30・1,080	28・30・840	6・30・180	13・30・390	11×30=330	12・30・360	90	28,680・8.3%・2,380	28,680・2.7%・774	28,680・1.6%・459	390・30・11,700		55,094
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)												650・30・19,500	370・30・11,100	62,894
	第3段階(2)(所得120万円超)												1,360・30・40,800		83,864
第4段階(課税世帯)												1,445・30・43,350	855・30・25,650	101,294	

※ その他の加算～下記の加算についても介護職員処遇改善加算に反映されます。 ※生活保護の方でも、利用料金が生じる場合があります。 ※入所後30日間は、上記料金に初期加算として1日30円が加算されます。

※自立支援促進加算～1月につき300円。入所者に対する医学的評価、日々の過ごし方等についてアセスメントを実施、ケア計画を策定し日々ケアに取り組んだ場合。 ※療養食加算～1回6円、1日3回18円。疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合。

※排泄支援加算(Ⅰ)～1月につき10円。排泄に介護を要する利用者の要介護状態の軽減の見込みを利用開始時に評価、6ヶ月に1回の評価と厚労省へ報告し支援を継続した場合。 ※排泄支援加算(Ⅱ)～1月につき15円。支援の結果、改善している場合。

※褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)～1月につき3円。褥瘡の発生予防のためのケア計画を作成し褥瘡管理を実施、3ヶ月毎に評価し見直しなどの結果を厚労省に報告した場合。 ※褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)～1月につき13円。褥瘡管理の結果、発生していない場合。

※看取り介護加算(Ⅱ)～死亡日1,580円、前日及び前々日780円、それ以前30日以内144円、31日～45日以内72円。医師の診断と本人または家族同意に基づく施設介護計画を作成し随時説明と同意を得た介護を行い当該施設内で死亡され場合。

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。